

商工委員會議録 第十九号

昭和三十七年三月十六日(金曜日)
午後二時五十分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右衛門君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

小沢 辰男君 神田 博君

齋藤 憲三君 始関 伊平君

首藤 新八君 田中 榮一君

中垣 國男君 原田 憲君

北山 愛郎君 久保田 豊君

小林 ちづ君 多賀谷眞稔君

中村 重光君 西村 力弥君

出席國務大臣 佐藤 榮作君

出席府委員 小 平 久雄君

總理府總務長官 佐藤 基君

公正取引委員會 今井 善衛君

通商産業事務官 小沼 亨君

(通商局長) 小沼 亨君

總理府事務官 小沼 亨君

(公正取引委員 小沼 亨君)

會事務局長) 小沼 亨君

委員外の出席者 小沼 亨君

専門員 越田 清七君

三月十五日

委員中川俊思君辞任につき、その補

欠として大沢雄一君が議長の名目で

委員に選任された。

同日

委員大沢雄一君辞任につき、その補

第一類第九号 商工委員會議録第十九号

欠として中川俊思君が議長の名目で
委員に選任された。

同日

委員林博君辞任につき、その補欠と

して藏内修治君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

同(福田篤泰君紹介)(第二六四四号)

同(岸本義廣君紹介)(第二六七二号)

水道事業用電力料金の特減に関する

請願(二階堂進君紹介)(第二五〇八

号)

公共料金及び諸物価引下げに関する

請願(片島港君紹介)(第二

六七三三号)

電話加入権買取りによる零細企業者育成

資金として商工組合中央金庫等に特

別融資を決定の請願(丹羽兵助君

紹介)(第二六七四号)

は本委員会に付託された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

委員藏内修治君辞任につき、その補

欠として林博君が議長の名目で委員

に選任された。

同日

次のように改正する。

第四条に次の三号を加える。

五 下請事業者の給付の内容と同

種又は類似の内容の給付に対し

通常支払われる対価に比し著し

く低い下請代金の額を不当に定

めること。

六 下請事業者の給付の内容を均

質にし又はその改善を図るため

必要がある場合その他正当な理

由がある場合を除き、自己の指

定する物を強制して購入させる

こと。

七 親事業者が第一号若しくは第

二号に掲げる行為をしていて場

合又は第三号から前号までに掲

げる行為をした場合に下請事業

者が公正取引委員会又は中小企

業庁長官に対しその事業を知ら

せたことを理由として、取引の

数量を減じ、取引を停止し、そ

の他不利益な取扱いをするこ

と。

第六条中「若しくは第二号」を、

第二号若しくは第七号に、「若しく

は第四号」を、から第六号まで」に改

める。

第七条第一項中「又は第二号」を

「第二号又は第七号」に、「又はそ

の下請代金を支払うべきこと」を、

その下請代金を支払い、又はその不

利益な取扱いをやめるべきこと」に

改め、同条第二項中「又は第四号」を

「から第六号まで」に、「又はその下

取るべきこと」を、その下請事業者

の給付に係る物を再び引き取り、そ

の下請代金の額を引き上げ、又はそ

の購入させた物を引き取るべきこ

と」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算し

て三十日を経過した日から施行す

る。

理由

下請代金支払遅延等防止法の施行

後の経験にかんがみ、親事業者の遵

守事項を追加する等により、下請事

業者の利益を保護する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由

である。

○早稲田委員長 ます趣旨の説明を聴

取することといたします。小平総理府

総務長官。

○小平政府委員 ただいま議題となり

ました下請代金支払遅延等防止法の

一部を改正する法律案につきまして、そ

の提案理由及び概要を御説明いたしま

す。

下請代金支払遅延等防止法が制定さ

れてからすでに五年余を経過する

ことになりましたが、この間政府関係

機関におきましては、この法律の積極

的な運用に鋭意努力いたしまして、下

請代金の支払遅延防止等にかんがりの効

果をおさめて参りました。しかしなが

ら、この法律の運用に当たって参りま

す。

す。

した経験によりますと、下請取引を公正ならしめるとともに下請事業者の利益を保護するというこの法律の目的達成をはかる上におきまして、現行法の規定には不備な点があることが感ぜられます。すでに去る昭和三十三年におきまして、たまたま景気の後退期に際会しまして、親事業者が景気後退による困難を下請事業者に転嫁しようとして種々不正な行為を行ない、その中に現行法の規定では規制できないようなものも見受けられましたので、この法律の改正を準備した経緯があるのであります。その後、景気が好転し下請事業者の立場もかなりの改善を見ていたのでありますが、最近に至りまして景気もようやく頭打ちとなり、さらに国際収支の悪化に対処する金融引き締め等の措置の浸透や自由化に対する対策もありまして、再び親事業者がその困難を下請事業者に転嫁しようとして不正な行為を行なうおそれが増大して参っております。このような親事業者の不正な行為を防止し、下請事業者の利益を一そう保護するためには、下請代金支払遅延等防止法をさらに強化する必要があると考えられますので、ここに本改正法案を提出いたしました次第であります。

次に、本改正法案の概要でございますが、親事業者の順守事項に不当な買入の強制、報復措置の三つの事項を追加し、これに伴いまして関係規定につきまして所要の改正を行ないたいというところであります。

何とぞ、慎重審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は

終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることとしたします。

○早稲田委員長 次に、通商産業の基

本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保田豊君。

○久保田(豊)委員 私は、貿易問題について、今まで佐藤通産大臣に二回わたりまして、こま切れではありましたが、基本的な問題についてお伺いをいたして参ったわけであります。大へん時間が長くなりまして御迷惑をかけております。また時間が短いために言いたいことも言えず、ほとんど自分だけしゃべるといふようなことになりまして、大へん申しわけなく考えております。この点は一つお許しをいただきたいと思ひます。

日本が国内で重工業を中心とする高度成長政策を政府が考えておるように進めていくためには、私の計算によりますと、非常に天井の低くなつた外貨収支という条件の中で、大体重工業製品を中心として、少なくとも年に十五億ドル程度の輸出を今後ふやしていかなければならない。そして、その見返りといひまして、原材料並びにエネルギー等を中心として、同じ程度の輸入を確保していくということがどうしても必要である。しかし、それに対して、日本の現在の貿易の地域構造はアメリカ一辺倒、あるいは欧州を重視し、東南アジアを中心とする未開発地域をその次に重視して、共産圏というものをほとんど無視したような貿易

の地域構造であつて、これを維持しようという政策では必ず大きな矛盾を来す。しかも、最近のように、好むと好まざるとにかかわらず、社会主義経済が大きく発展をし、そういう条件と結びついて、欧州のEECあるいはその他の資本主義経済社会がいわゆる新しい性格のブロック化をしていく。こういう条件の中では、日本の貿易構造の持つ欠陥というものはますますひどくなつて、いわゆる貿易上の国際孤立というものがひどくなる。これを加えて考えますと、これは日本の貿易面での基本的なものの考え方を変えなければならぬ。もちろんEECやアメリカ、あるいはその他の未開発地域のそれぞれについて、貿易をふやすためのいろいろな国内施策、国際施策は当然とていかなければならぬのは明らかでありますけれども、それだけでは不十分だ。

〔委員長退席、白濱委員長代理着席〕
どうしても重工業を中心とするいわゆる新しい貿易の地域構造といひますか、そういうものを考え直してやつか、いかなければならぬ。そういう観点から見ますと、政治的な要因を抜きにして考えた場合におきましては、日本に隣接するソ連のシベリアなり、あるいは中国なり、あるいは北朝鮮なり、あるいは北越なり、こういういわゆる共産圏諸国との貿易を全面的に考慮することがぜひ必要である。これを欠いてはどうにもならぬ。今いろいろな障害があります。特にその障害の大部分は私は政治的なものだと思います。その障害を全面的に排除してやるならば、その関係業者から検討してもらひました

資料に基づきますと、おそらく一九六五年程度には、少なくとも片道十二億ドル程度の重工業製品の輸出がこの地帯において可能である。同時に、日本でも必要とするところの原材料が安く、しかも安定的に確保ができる。さらにそれを引き伸ばしていけば、ちょうど現在の所得倍増計画の最終年である一九七〇年ころには、この地帯におきまして約二十五億ドルないし三十億ドルの日本からの重工業を中心とした輸出が安定的に確保ができる。その見返りとして、日本で最も必要とするいわゆる原材料並びにエネルギーが最も格安に安定的に確保できるという条件がとれるのじゃないか。こういう点を根本的に考えて、やや長期に考えて、その基礎の上に立つて当面の内外のいろいろな貿易施策あるいは産業施策をする必要があるのじゃないかというところを、実は今まで強調してきたわけでありまして、そこで、きょうはそれに関連しまして、個々の国について当面しておきます具体的な問題について、重点について一つ一つはつきりしたお答えをいただきたいと思ひわけでありまして、その前に、二つばかり質問が残りましたので、全般に関する問題で御尋ねをしておきます。

今、世界的に見ますと、新しいいわゆる貿易原則といひますか、これが今世界の内外において大きく発展をしておる。これを正しくつかみ、これを積極的に利用する、活用するということ、日本にとつては特に必要ではないかというふうに考えるのであります。と申しますのは、今まで世界の貿易を支配しておつたのは、いわば、何というか、資本主義の貿易原則であつた。

これは簡単にいへばどういふことになるかといひますれば、いわゆる各国の無政府的な生産ということが基本であります。そうしてもう一つは、排他的な競争、この二つの上に立つた、いわゆる価値原理によつて貿易が運営される。すなわち過剰生産物の処分と過剰生産力の稼働によつて利潤を高めるといふことを目的とする。これによつて物資の国際的な交流、流動というものを律していこう、これが資本主義のいわゆる貿易原則であります。しかし、今日では御承知の通り、世界の三分の一がいわゆる、好むと好まざるとにかかわらず、社会主義の体制になつておる。社会主義の貿易原則というのはこれは全く違います。これはどういふことかといひますと、国際分業計画に基づいて、長期の計画生産の上に立つた国際協力の原則とでもいひたいいかと思ひますが、その生産物の、すなわち長期的な資源の開発と設備投資とを相互に援助するとともに、その生産物の処分を保障し合ひ、それによつて相手方の経済的發展を促進し合うというところを根本目標として物資の国際交流をはかつていく、運営していくというのがいわゆる社会主義の原則であります。簡単にいへば、片方は競争と制覇の、もう一方のためのいわゆる原則に基づいておる。片方はそうではなくて、いわゆる平等互助とでもいひますか、そういう原則に基づく。この二つの貿易の原則が、社会主義が世界の三分の一を占め、さらにそれが大きく発展をして、資本主義の社会においていろいろな形で出ていくという形で、これが今国際的に交流をしておるというのが今日の実情ではないかと思ひます。

あります。これを私は日本の立場からいいまして、はつきりつかまえて、そしてこれを積極的に活用するということがぜひ必要ではないかと思ひます。よく、そう申してはあれですが、保守系の政治家の皆さんやあるいは保守的な実業家の間には、社会主義と貿易関係を深めるということは、何か社会主義に負けるような、あるいはそれに侵略されるような、あるいは資本主義の領域が非常に狭くなるような、こういう間違つた認識を持たれる方が非常に多いと私は思ひます。しかし、問題は資本主義と社会主義という体制の相違そのものではない。これが二つ、好むと好まざるにかかわらず今歴史の今日の段階においてこの二つの体制が共存する。これがしかも国際貿易の原則として交流し合つて、片方が逐次、社会主義原則の方が逐次力を持つてつある。やはりこの現実というものをつかんで、これを積極的に活用することが必要だ。これなくしては時代の正しい認識というものはできないし、一國の経済成長を円滑にしていけないことはできないのじゃないかというふうに私は思ひますが、この点について大臣はどう思われますか。

○佐藤内閣大臣 お答えをいたします。何だか、久保田さんの御所論、私には実体が把握しにくいのでございませう。ただいま社会主義経済のあり方、また資本主義経済のあり方、二つを比較して、社会主義は相互協定の経済だ、資本主義は競争併存の経済だ、こういうふうに非常にわかりやすく表現されたと思ひますが、過去における状況がいかようにあるうとも、現在の姿は大へん違つておるのじゃないか。私はあ

えて政治的に申し上げたいとは思ひませんが、社会主義諸國の経済は画一的であり過ぎて、民族の好むと好まざるにかかわらず、力によってそれが押しつけられてはいないか。今言われる相互協定ということが自由な立場において実現しておるかどうか、私は疑問を持たざるを得ないと思ひます。資本主義経済の、いわゆる自由主義諸國の経済の状況を見ますと、一面、御指摘の通り、競争の面も強く出ております。しかし、同時に協調の面も、これまた最近の形として非常に強く出ております。その協調の面は、社会主義諸國の間における協調より以上に強いものが出ておるように思ひます。たとえば、E E C 諸國內の関係をあらにすれば、そのことが指摘できるのじゃないか。しかもこのE E C 諸國間の行き方が、過去においては、いわゆる第二次大戦前の形、ブロック経済、域外の諸國に対しては非常に排他的であつた、しかし、今日はE E C 諸國はE E C を一つの根幹にして、そしてこれが発展するという形、だからこそアメリカなどもこれと協調するといふし、わが国などもE E C と接近しよう、そこに必ず協調の面が見つかると、かように私は思ひます。かつてのいわゆる排他的なブロック経済を脱却して、おる、かように思ひます。ところが、その自由主義、資本主義の諸國間においても、やはり遠い将来においては必ず國際間の分業の形も出てくるに違ひないと思ひます。しかし、これは、各自自由諸國家がみずから選んだ方向においての分業というか、適地適産というか、あるいはその國の最も得意とする産業を伸ばす、こういう方向に向くんじゃないかと思ひます。私は共產主義の諸國間においてもそういう形があるように思ひますが、たとえば石油の例をとってみると、私もそれはソ連から現に石油を買つておりますが、共產主義、ソ連の衛星國諸國にソ連が売つておる油よりも安く日本などは原油を買つておる。これは言いかえると、ソ連の衛星國になるとソ連原油を高く買わされておるということにもなるわけでありませう。これは一面協調といふか、非常にうまくいっておるといふか、非常にうまくいっておると思ひますが、もし自由の立場ならばもっと安く買えるはずだということにもなります。このいわゆる社会主義諸國間における紐帯といふか、結びつき、これはよほど強いと思ひます。そういう意味でたゞいまのようなことが出てくるのではないか。だからこれを、社会主義諸國群と自由諸國家群と二つに分けて世界の経済を見るとこれは双方の行き方まで至るところでぶつかつてくる、競争しておる、こういう事態になつておると思ひます。しかし私は、先ほど冒頭に久保田さんがおっしゃつたような、政治形態はどうあるうと、貿易拡大、経済の面においては相互に提携し合う、有無相通する、こういう形が望ましいと思ひます。だから私などはぜひ、共產主義の國からは、あいつは共產主義らしい、そういう意味で非常に差別的な待遇をする、いわゆる政治で障壁を設ける、こういうふうな見方をされるかも知れませんが、私みずからはどこまでも互惠平等の原則に立つて通商の拡大をはかつていく、こういう態度を私は堅持しておるつもりであります。日ソ間の通商取りきめをきめまし

たのも、そういう立場に立つて取りきめたつもりであります。また中共貿易についてもそういう態度で、貿易の拡大は望みたい、かように心から願つております。そのそれぞれの政治のあり方ということと経済は分離して考えられるのではないか。非常に極端な例を申せば、中共政府自身を承認しないカナダに対して、中共自身が食糧である小麦をほしいとならば、やはりカナダに小麦を買ひつける、カナダ自身は北京政府を承認しておらなくとも、日本に對するよりももっといい条件、相当長期の延べ払いで現に小麦を売つておるわけでありませう。いわゆる経済面の提携は兩陣營の間でも行なわれる、政治上の問題をわけ離れて、経済上の原則である有無相通する、有無交換する、そういう形のものゝ遠慮会釈なくできることが望ましいと思ひます。努力をそういう方向に持つていくべきじゃないか、そして、ともすれば社会主義陣營と資本主義陣營とが経済の面でも競争する、その競争の形が政治的なにおいを発散していきとられませうので、そういう政治色をなくして、純經濟の面ですれぞれのよさを發揮していくことは可能なんじゃないか、またそういう努力をすべきじゃないか、かように私は思ひます。現に欧州において西独はあれだけ共產主義の國をきらつておりまして、欧州の共產主義諸國との貿易状態はすいぶん伸びております。現実の問題として、いわゆる政治上の範疇に入らない経済活動はそれぞれやられておる、こういうに私は思ひます。あるいはお話を筋はやや私がお答えするところとは違ふかもしれませう。日本が本氣を入れて積極的にこれと取

うか、私がつかまえたところではたゞいまのような感じがします。私忌憚のない率直な意見を表してお答えにするわけです。

○久保田(豊)委員 今の点につきましては、少し大臣と私は認識が違つておる。違ひますが、これを論じておりますと非常に長くなりますし、こまかい議論もやらなければなりません。しかし結論としては、大臣は共產圏といへども區別はしないんだ、あくまで大いに協調して積極的に前向きにやつていくんだ、こういうお話でありますから、それを信じて、その前提に立つて今度は一つ一つの問題について私は御質問をしていきたいと思ひます。

まず、ソ連の問題についてであります。第一にお聞きしたいのは、大臣は日ソ貿易は今後十年ぐらゐの間にどのくらい伸びると見ておられますか。私は最近その方の關係の商社ないしメーカー等にいろいろ調べてもらひました。その人たちは、輸出輸入について品目をあげ、数量をあげ、金額をあげて現在やつていきますと、全面的に日本が本格的になつてやるとすれば、大體において本年度におきましては共產圏全體で約六億程度の貿易が可能だ、つまり輸出が三億、輸入が三億というわけでありませう。

〔白濱委員長代理退席、委員長着席〕多少の違いはありますけれども、さらに六五年度においては、往復で大體二十四億程度、つまり輸出が十二億、輸入が十二億というふうなことです。さらに七〇年ぐらゐには大體において輸出入とも二十五億ないしは三十億は、日本が本氣を入れて積極的にこれと取

り組むならばできるということを、数字的に、一応の推算ですが、出しております。私はそれをいろいろ検討してみました。先方の各共產國諸國の經濟開發の实情や、そしてさらにこの前も申しましたが、いわゆる經濟開發費のうちの何ぐらいが資本主義の國に——大体今までの平均で見て約一〇％が資本主義の國からの生産財を主としたものの輸入に充てられております。それから經濟建設費の一〇％程度がほぼ資本主義國への原材料、エネルギー等を主としたもの、向こうから見れば輸出であります。こっちから見れば輸入でありますが、こういうものに充てられておる。こういう実績から見ても、私は今のような見当はほぼ間違いないのじやないかというふうに思うのですが、大臣はどんなふうにござらなっておりますか。

○佐藤國務大臣　今の數字は私相當膨大な數字だと思ひます。三十七年の日ソ通商取りきめをいたしました場合に、双方一億ドルというような形が普通望まれる。ところで過去の実績等を考へてみると、非常に入超になつておる。國際収支のバランスをとるという意味で、三十七年は日本側のものを輸入するより以上に輸出するという事で、一応取りきめをいたしましたわけであります。この數字が適正であるかどうかは議論がございますか、もちろん貿易ですから全体のグローバルの形において數字を見ることが望ましいことだ、こう思ひます。特に國際決済等の關係があるので、共產圏とは個々に話を実はいましておるものですから、ただいまのようなことになつておる。ところで、今後の貿易がどういふふう

に拡大していくか。ソ連からは、私が申すまでもなく、石油がある、木材がある、あるいは石炭がある、さらに鉄鉱石も場合によつたら買ひ得る。こういう日本のほしい原材料がうんとあるわけです。ところが日本側からソ連に送るものというのは、非常に限定されておる。しばしば私ソ連の通商代表の方々にもお話ししているのですが、日本がソ連から買いたい原料はうんとあるが、ソ連はもう少し日本から品物を買ってくれないか、そうしないとどうしても国際収支の面から困るという話をする、日本の商品は高いということと言います。私は、日本の商品が高いとは思わない、あるいは支払ひ方法等について欧州が提供するより日本の方がきつものがあるかもしれない、これは私が指摘するまでもなく御承知と思いますが、大國ソ連は日本から品物を買う場合にやはり延べ払いなど要求をいたしております。私はしばしばソ連のような大國が日本のような小國に對して延べ払いを要求するというのは筋が違ひはしないか、だから現金払いでどうかと言うのですが、やはり船舶などは現に延べ払いをやっております。そのほかの機械類等についても、欧州並みの延べ払いを要求しておる、そして価格が高い、そういう理由で日本商品を買わないのです。だから、今の貿易額そのものはいろいろの必要量だけを計上しますと非常に膨大な数字に上る、リストはできる、しかし、現実の問題としては国際支払いの問題がございまして、なかなかそう容易に実態はつかみかねると思います。ついせんだってエカフエに来ておるソ連の代表がわざわざ通産省をたずねて参りま

して私にいろいろ話をしました。そのときも、日ソ貿易の拡大を当方で要求したについて、向こうでどうもこの日ソ間の貿易の拡大ができないのは、何か政治的な力でも働いているんじゃないか、こういうことを相手の人が申しておりましたから、私も笑いながら答えたのですが、私自身が、日ソ間の貿易を拡大しているのだから、この一事をもつてしても、これをチェックするような政治的な働きのないことはおわかりでしょうと率直に披露したわけです。相手方も笑っておりましたが、いわゆる政治形態を好む好まないというような事柄が、この貿易慣例に非常にじやまになっておるのじやないかという誤解が今なおある。けれども、これは最近私自身がソ連通商部の諸君と会ったり、ただいま申し上げたように、エカフエに來た代表と会ったりして、真意をよく話をしておりますから、誤解はないと思います。むしろ日本国内に、ともするとどうも貿易を好まないんじゃないかというような気が持が働いておるようであります。これは私どもも機会あるごとにそういう誤解を解きたいと思ひます。ただ、もし非難を受けるとすれば、貿易だから、どうして世界全体の關係において収支を考えないのか、一国同士でそういうバランスをとるというのは不都合じゃないか、この非難は当たると思ひます。当たると思ひますが、しかし、それにいたしましても、一国ずつの貿易を作り、そうしてその輸入超過分をどこへ今度は輸出超過で補うかというような計画はなかなか立ちにくいことではないから、ことに金額が膨大になればなるほど、やはりバランスがと

れるようにしなければならぬ、これはひとりソ連に対して私は申すばかりではございません。最も大きな貿易額の対米貿易におきましても、収支が今のように開いておることは、日本としては大へんなことなんです。日本の経済の発展上非常な支障であります。だから、あらゆる機会に日本はアメリカから必要な原材料を買い取るが、どうかアメリカは日本からの商品を相当買ってくれ、国際収支のバランスを近づけるようにしろ、こういうことを要求しておりますのも、ただいま申し上げるような点でございます。

○久保田(豊)委員　その今の、私は佐藤さん自身が主観的にソ連貿易に対して非常に反感を持つておるといふふうには、あるいは反対しておるといふふうには考えておりません。しかし、制度として、いろいろこれに反対するような制度が現に行なわれておるのであります。そういう点については、一つ一つこれからお伺いをいたしますけれども、たとえばことしの、つまり今度できた六十二年度の貿易にしましては、これは今度おきめになりましたのは、御承知の通り、輸出入合わして二億二千五百万ドルですね。ところが私はことしの現に成約ができておるもの、もしくは商談控え中のものを中心にしてどのくらいいくのかと言つて業界の専門家に当たつて調べてもらいますと、そこからできた数字は三億三千万ドルです。ことしだけでもですね。これはあえて今まで、つまり政府の積極策を講じてなくても、それだけは大体いけるんじゃないか、今までの実績も、協定と実績との間には相当大きく実績の方が上回つておる、そういうのから

見ても、私は、政府が、これから御質問するような積極的なことをやっていると、十分今申しましたような程度の数字は、もちろんこれは楽じゃありません、いろいろ問題はたくさんありますが、しかし両方が誠意を持ってお互いに信じて合せて、お互いに援助し合っていくという、そういう基本の原則に立ってやっていけば、これは解決つかない問題ではなない。いろいろ問題はたくさんあります。しかし、それが今のところできておらない。今お話のありましたように、ソ連のものは、ソ連は非常に日本の品物をたくさんと、あるいはどうも日本のものをちつとも買わないで貿易じりが少ししかない、いやないかというようなことは確かにある程度あります。しかし、これも大きく見れば、私にはやはり政府が積極的な施策を見れば、大局から見れば大した問題じゃない。たとえばアメリカとの間には、貿易じりがひどいときには十億ドル以上の赤字が出て、まあ日本としてはさして、文句を言ったことはない。わずかに五千万ドルか六千万ドルの赤字が出て、しかもそれは三年くらいの集積です。その集積でこいつを取り上げて、ソ連は支払いが悪い、いやないかと、日本のものは買わない、いやないかというふうな態度のうちに私は少し変なものがあるんじゃないかというふうに思うわけです。しかし、まあこの点はこれ以上突っ込んでみてもしょうがありませんからやめておきます。

そこで具体的な、どうも私どもも見ておきますと、こういうふうに思うのです。佐藤さん御自身は非常に積極的にやろうというお気持ちかもしれません。

のでございますが、日本側としまして、そういう技術導入契約の關係もございまして、向こうの要望の三分の一程度きり充足できなかったという事例がございます。しかし、この問題は、聞いてみますと、欧州の方からソ連としては買いたかったのだけれども、欧州からやはり断わられて、そのために日本に強く要望したというのが実態のようでございまして、それからアメリカ大使館等からいろいろ話があるというところは全然ございません。

○久保(豊)委員 こういう技術提携をする場合は、契約する場合は、これはいづれ全部通産省の認可を受けておるはずで、もちろんこの提携の条約の中には、日本以外に売ってはいかぬとかあるのはどこ以外に売ってはいかぬとかいう条件がつくのは、これはあり得ることです。しかし、ソ連ないしは共産圏なるがゆえにこっちに売ってはいかぬという条件がついてゐるのは、相当あるのじゃないですか。どうなんですか、その点は。

○今井(善)政府委員 契約の内容として、さような条件が付けられておるのはあると思います。これは私契約の問題でございまして、もしそういう条件を日本側で拒絶いたしますれば、その技術導入契約はできないということ、受ける方としてどうしても弱みになるといふのが実情のようでござい

ます。

○久保田(豊)委員 まあアメリカ側としては、技術の内容にもよりますが、これはソ連側に知られたくないとか何とかいう特殊なものではないですが、少なくとも日本なりあるいは欧州に技術輸出をする程度のもを特にソ連にやっ

ていかぬというふうなことは、ちょっとおかしきじゃないか。こういう点については、政府が個々の技術提携の契約の審査をして許可するのですから、そういう場合に指導するなり、そうして特にひどいものについてはアメリカ側と政治的な折衝を通じて、契約面ではどうであれ、実質面でそういうものを埋めていく、薄めていくという行政措置なりあるいは外交交渉なりが当然あってよいのじゃないか。それがないうちのほうはおかしいじゃないか。今のお話で、アメリカ大使館がそんな干渉をするなどというところは絶対ないというお話でしたが、私どもの耳にはずいぶんそういうことが入る。あなた方にはなかなか入らぬでしょう、業者は話を持っていかぬから。しかしながら、われわれにはずいぶんそういうあれが入るのです。これはおかしいじゃないかというふうなふうに思ふのでありますが、どうですか。

○佐藤(國務)大臣 これは通産省にはアメリカ大使館がどうこうということはないと思います。私は現にそういう経験は一つもありません。あるいは今言われるような事柄が業者にはあるかわからない。これは自国産業の保護の立場においてのアメリカ大使館の人たちの当然のやる責務であろうと思ひます。せつかくこういふように条件をつけて売ったにかかわらず、その通りやられていないといへば、君のところはどうも契約違反だからというふうなことを言われることは、これはあり得るかと思ひます。けれども、これはいわゆる行政の問題ではない、どこまでも経済の私契約といひますか、そういうものだと思います。ところで、もとの

そういう契約は一体どうなのか、大体もとはそういうことがあったと思ひます。せつかくパテントを売った、その結果、売った本家と買った方と競争することは困るとか、また買方から申せば、せつかく始めていくのに、本家の方が出てきて競争を吹っかけられては困るとか、おそらくこういふような分野の協定というのがまず第一にあるものだと思います。いわゆるロイヤリティを払っている以上、当然そういうことを考える。そういうところからこの私契約がだんだん発展してきて、いわゆる主義の国だからというふうな表現はしないでございましょうが、なるべく地域を限るとかいうようなことも順次契約の面に出てくるのじゃないか、こういうことを思ひます。そういう事柄がパテント料が高くなったり安くなったりするゆえんでもありますし、私契約としては、これはやむを得ないことじゃないか、かように私は思ひます。

○久保田(豊)委員 そういうことも含めて、ソ連との間に、ことしは日本の方からも技術使節団というふうなものが向こうに行つて最近帰つてきたようです、それから向こうからも今年は来るという話です。これはもちろん政府側とも、こういう技術提携の問題といひますか、技術上の障害をとる交渉なり何なり来るものだと思うのです。で、向こうから帰つてきた人たちの報告がこれにあります、この今月号に。これで見ると、日本でせひソ連から入りたい、そうして入れれば日本の非常に有利になるといふ技術が八十一種類ある、こういう報告を出しております。こういうものとアメリカのその

他を含めまして、日本のこういうものの技術的なこういう障害をとる何らかの積極的な用意を政府は今される段階ではないか、これは私契約の問題だから、おれの方は知らぬのだ、こう言うべき段階ではないように思ひますが、これらについて何か御用意なりお考えがあれば、お聞かせいただきたいものと思ひます。

○佐藤(國務)大臣 この日ソ間の問題で、各業者自身がソ連の技術を勉強してこれを導入したいとか、あるいはソ連が日本の特殊技術を導入したい、こういうことは、業者間の問題として今いろいろあるだろうと思ひます。具体的な問題が起れば、そういうものを取り上げればよいことだと思います。ただ今まで日ソ間の問題で特許権の問題が両国間の外交の懸案になつておりまして、どうもソ連はいわゆる特許権なるものを保護しない国じゃないのかというふうなことで、ソ連側から日本へ特許の申請をしてきたものについて特許審査をしない、こういうふうな話があったわけでございまして。よく調べてみますと、条約を守る義務もやはりソ連の法律にあるということでございます。そこで最近ソ連の特許関係の、これは役人だと思ひますが、日本に来ることになってゐます。あるいはもうすぐ近いうちに来るのか、あるいはもう来ているかぐらいですか、数名参りまして、日本の特許庁といふ事務の打ち合わせをする、同時におそれるという際に特許の実情も調べて帰るだろうと思ひます。オフィシャルの方としてそういうような道が開けたことを御報告し、これは今後ただいま御指摘になったことに直接役立つかどうか

は別としまして、必ず好影響をもたらすものであらう、かように思ひます。

○久保田(豊)委員 私もしは聞いておるわけでありまして。ぜひ一つアメリカから入れたそういうものも、これは私契約だからしうがなんだといふだけでなく、これはものによりましてうけれども、何らか打開の道をはかる必要があるのではないかと思ひます。で、これはなかなかむずかしい問題だらうと思ひますから、一つ積極的に、前向きに御研究なり方策を進められていただきたいと思ひます。

その次に、さつきもお話しになりましたが、前向きに對ソ貿易を進めていくという点で大きな障害になるのは、やはり何といつても向こうへ輸出するものが、御承知の通り大部分がもうこのごろは大型のプラントものになつてきているわけですね。どうしても延べ払いをつけてやらぬと、これはなかなかうまくいかない。さつきもお話したように、ソ連は大國なんだから、日本のような小國をいじめることはないじゃないか、即金で払え、現金で払え、そう言つても、これはルーブルなり何なりをこつちで認めるというなら話は別ですが、ルーブルの國際的な交流性というものが確立すればともあれ、今のそれがないうちの段階では、私は困難だらうと思ひます。従つて、そういううなドルなりポンドなり、特にドルで延べ払いのワークをつけてやるというところが必要だらうと思ひます。それでなければ、今のうちに大型のプラントものがたくさんになつてきた段階では、これはなかなか困難ではないか。これはもうすでに行われておることも承知しております。そしてソ連の分が國別に見

が、シベリアについては絶対に見せないのだ、シベリアはさきの戦争の際に米軍自身にも一指も触れさせなかったところなんだ、そういう関係があるんだ、シベリアの内情は話すわけにいか

ぬ、こういうことであります。しかし、その後バロフス程度までは参加にも行けるようになり、一部は解除しているというか、みずから指導し、見せてくれるようだということがございます。今回もその一つの方向が示されたものだ、いわゆる開かれた門戸が開かれたというか、こういうんで非常に喜んでおります。しかし、おそろしくシベリアと申ししても広い地域ですから、どの程度案内するか、それはわかりませんが、少なくとも一つの新しい転機だ、かように考えるんで、非常に私は期待をかけておる次第でございます。

また非常に小さな団体ではあります、モスクワで商品見本市を開きたいというようにことで相談を持ちかけられた例もございます。これはどうも計画がよろしくないからだめですと、言つてとめました、これは婦人の団体で、編みものか何か持っていきたいというふうな話でしたが、結局これは失敗に終わったようです。ですから、今後順次模様は変わってくるだろうと思ふ。それから今言われますように、別にソ連側からの案内を強要する意味ではございませんけれども、できるだけ機会を作り、機会をつかんでお互いに出かけること、これは必要なことだ、かように思ひます。

○久保田(豊)委員 今度のは民間ミッシンというのですが、これは何かやはり政府も委託をするなり何か使命を与えてやるといふ考えはありませんか。

○佐藤國務大臣 もちろん出発の前とあるいは出発の準備等にかかりますと、いろいろの問題が出てくるだろう

と思ひます。もちろん相談にも応ずるし、当方にも必要なものがあるように思ひます。ただ、非常に警戒をしておりますのは、政治問題には一切関与しない、純経済の立場でだということ。私もども固に強く要望するつもりでございますが、どうも相手において、その達しないようになる、注意すべきはその点のように思ひます。

それから、経済の問題については、近い将来には原油がシベリア経由で日本へくるようになりましょう。あるいは石炭は現に入つておる、あるいは木材も入つてきておる、こういうことでございまして、それらの範囲において日本の便宜もはかり得るんだと思ふのです。木材などは、今回の日ソ通商取りきめでは相当の数量を日本側は要求し、相手国のソ連もよほど好意のある処置で、日本に送り出し得る数量とすればマキシマム程度のものを大体予定したようでございます。これなども鉄道線路から相当離れておる場所でございますから、伐採なりあるいは運搬等特別なものが必要でございます。また木の切り方なども日本の切り方とソ連の切り方とはだいぶ違うようでありまして、日本のない切り方をする

ことが望ましいのではないかと、この意味の技術の指導なども今まではやっておるのです。だから向こうへ出かける、それぞれ一流の方々が現地を視察されれば、政府の要望もさることながら、おそろしく得るところは非常に多いだろう、そういう結果で、ある程度現地で話のつき得るものは、一流の方々ですから、自分たちの責任で処理し得ることは処理ができるのではないか、かように私は思ひます。

○久保田(豊)委員 このミッシンが行くについては、いろいろ問題があるでしょうが、その一番大きな現実の問題は私二つあると思ふ。一つは一九五九年ですか、ペリーキー視察団が来たときに、日本の高炉八社に提案をした

ままです。そのまま未解決になつておる例のガリンスコエとキミカンスコエとかいうブレイヤー溪谷にある鉱山、私もこの近くまで行ったことがありまして、この続きを徹夜で何したことがありますが、この辺は相当なものではないかと、この開発の問題が提案をされたまま未解決になつておる。当時は日本側としていろいろわからない点があつたり、その他いろいろの点があつたりして、だめだった。特に政府側はこれに対して何らの態度を示さなかつた。いろいろ問題はありまして、ここでも向こう側は、日本が本格的にやつて、そしてここで出る鉄鉱石は当分ソ連の方としては国内用には使わぬから、長期で引き取つてくれるというならば、これを開発する資材というものは一切日本から買いつけてもいいというふうな条件のようです。この問題をどうするかというところは、今鉄鉱石のソースが非常になくなつておるとき、この視察団の一つの問題になることは明らかだと思ふ。

思ひます。これに対しては政府としてはどういう態度をおとりになるんですか。あるいは態度決定は相当むずかしい問題だろうと思ひますが、これらに對してどういう態度をとるかというところが、前向きかうしろ向きかの判断の私は基礎になると思ふのですが、どうなんでしょう。

○佐藤國務大臣 この時の通商取りきめでは、ソ連から鉄鉄を買ひ、当方は鉄鋼を売るということ、この大体の数量は御承知の通りとまತ್ತたわけですが、そこで今の所得増進計画では、今までの二千四百萬トンの製鉄能力を倍にして四千八百萬トンにする、これは大へんな数量であります。そう

なつた時、もう現在でもそうですが、米ソに次ぐ製鉄王国になる。ドイツ、イギリスを凌駕するといふうらやましい製鉄王国になるわけでありまして、ただいままでのところ、二千四百萬トン増量するもの、原油、鉄鉱、鉄、あるいは石炭あるいは重油というふうなもの、一応の数字の基礎は、計画は一応できておるわけでございます。これがあつて、あるいはブラジルの開発になつたり、あるいはインドの鉄山開発になつたりしておるわけでございます。問題は、シベリアで一番困るのは、現地で鉄鉄を作つて、そこで鉄鉄として作るならば比較的むだなものを送らぬで済みますけれども、六五%の含有量にいたしまして、これは相当むだなものをあの遠いところを鉄路で港まで送らなければならぬ、ここに一つの問題があるわけでございます。だから非常に望みの囑される製鉄の山でございますし、そして鉄鉄石を売りたいという

気持はあるようでございますが、そういう意味でなかなか長期の引き取り契約をするといふところはまだもう少し調査を必要とするんじゃないか、こう思ひます。中国大陸における鉄石の問題ももちろんあわせて考えなければならぬのですが、ただいま中共政府自身もなかなか製鉄業に力を入れておりまして、あまり日本は期待はできないかと思ひます。しかし、これは過去の経験もあるし、鉄鉄石にしてもあるいは開釐炭、石炭にしても過去の実績がありますから、比較的取り組みやすい、こう思ひます。思ひますが、シベリアの鉄鉄石の問題になりますと、もう少し調査をしないと困るんじゃないかと思ふ。これが一つの難問題であります。

それから第二のいわゆるパイプ・ラインの問題、パイプ・ラインはソ連側も非常に強く要望しておる。こちら側も採算に乗るものなら、ただ、ただいまのところ一千万トンないし二千万トンということに実は非常な難色を示しておるわけですが、パイプ・ラインはできてしまえば、毎年同量売れるわけでもないのですが、売つた後に未長く一千万トンも二千万トンも引き続いて買われちゃ、ちよつと困るじゃないかというの、最後の決心ができて、いろいろソ連側がパイプ・ラインをほしといふやうから交渉してみると、君の方はシベリア開発、またシベリアでも相当使ふんだから、パイプ・ラインを使えば、シベリアでうんと石油を使ふだろうと言つたら、それはほとんど使わなんだ、日本へ持つてくるためのパイプ・ラインだから、日本で買

い取る数量を明確にしてくれないとなかなか引けぬ。こういうことで、ただいまその商談も宙ぶらりんになっているといのが実情でございます。パイプ・ラインについては、すでに御承知のことだと思ひますが、イタリアなどはパイプ・ラインを売り込み、イタリア自身がソ連の原油を買ってゐる。しかし、その数量にいたしまして、今度日本が契約いたしました三百四十万トン、せいぜい三百五十万トン程度じゃないかと思ひますので、これは將來は伸びるにいたしまして、ただいまのところではそう大きな数量ではございせん。そういうことを考えますと、日本はソ連原油のいいお得意にもなつておるわけだ。將來日本の重油の使用量が非常にふえるとかいうことになれば、國産原油で補うにいたしましても、英、米、ソ連等からの油を買わなければならぬのですから、それらのことを考えると、一千万トンに別に驚く必要はないようですけれども、まだここ当分一千万トンは重荷のようない感じがするわけでありませう。

○久保田(豊)委員 よく御存じですが、これ以上申し上げませんけれども、今の一千万トンといへども、今すぐ来たのでは多過ぎるということでしょうが、パイプ・ラインが完成してくると、おそらく一九六五年程度、あるいはもう少しおそくなるのじゃないか、こう思ふのです。そうなつてくると、その時分の日本の石油の消費量を考へてみれば、これと、それから例のアラビア石油が一千万トン程度入つてきて、私は、アメリカやイギリスの石油屋さんから文句をつけられて日本として動揺する必要があるまい、こ

う思ふのですが、ここらはこれはやはり何といつても——実はせんだつて出光さんにも聞いてみた。そうしたら出光さんは、これは私たちが来てくれればありがたいが、私の方では政府が腹をきめてくれなければ、私どもの方でどうこうというだけにはあまりに大きな問題であり、政府が腹をきめてくれれば、政府の腹のきめた通りやります、こう言つておられます。鉄鉱石の問題についても、今お話しのようないろいろの技術的な困難その他もあります。しかし、いずれにいたしまして、南米やアフリカや、あつちから持つてくるのに比べれば、はるかにこれは安いものにつくし、しかも安定してやれる。

向こうは当分——当分というのはどのくらいか、長期にわたつて日本が受け取つてくれるなら資材を買おう、こう言つてゐるのですから、私はここらが日本としては非常に経験の少ない、実情もわからぬところではない、よほど実情を明らかにしなければ、その簡単に取組めないと思ひます。何らかこれらについても積極的な手を打つべきじゃないか。少なくともこの二件は、ほかのいろいろな問題もありましようけれども、今度のミッシン等が行く場合には、あらかじめある程度はにおわして持たしてやるくらいのことではなければ、向こうに行つて何のために行ったか、それは効果はありましようけれども、一番基本の問題の解決には役立たぬと思ひますから、この点もぜひ積極的に行つていただきたいと思ふ。

時間がありませんから、ソ連問題の最後は、御承知の通り、来年は日ソ貿

易協定の改定の年です。現在の貿易協定というのは非常に簡単なもので、しかも不完全なもので、全くの支払い保証協定ともいへばきつものと思ひます。やはりこれから日ソの貿易を積極的に拡大するという以上は、単なる支払い保証協定というふうなものではなく、もっと全般的な、短期のじゃなく、少なくとも十年くらいの期間を

持った総合的な通商航海条約といひますか、そういう総合的なものをせひこれから結ぶことが必要じゃないか。特にその中で必要な事項としては取引品目や数量を、これはもう問題なく大きくふやすという問題とか、それから特に最惠國待遇の問題とか、課税とか課税に関する問題とか、あるいはさつきお話のありましたような工業所有権の取得なり財産の取得に関する問題とか、あるいは役務、資本、技術等の交流に関する問題とか、あるいは特にソ連側も今の鉄山等について可能性があると思ふのですが、形は違ひますけれども、いわゆる合併事業の問題とか、こういう問題、支払い協定にしまして一年ほつきりのものじゃ、どうしてこれからは間に合ひっこありません。従つて、少なくとも長期のものは三年ないし五年の、いわゆる支払い協定なり、あるいはそれを一期、二期に分けてやるような措置といひ、そういう基本の問題も盛り込んだ通商航海条約といひますか、何といひますか、私はよくわかりませんけれども、そういう基本の貿易条約といひますか、協定といひますか、わかりませんけれども、そういうものをやる必要があると思ひますが、これらについてどうお考えになるか。また今そのための準備はどの程度進んでおるのかということをお伺いしたい。

○佐藤國務大臣 現在の通商取りきめは三年といふことで、第二年度を迎えるわけでございませう。そこで、これらの実績を十分見まして、今度は長期の通商取りきめにして、こういうこと

でございませう。大体どのくらいになるか、三年でやつてきて、今度五年ぐらゐにしろ、五年にできるか、十年といふのはちよつと長過ぎるやうに思ひますが、五年になれば、これは大へんな踏み切り方だと思ひます。そういう方向で昨年並びに今年の実績を十分検討して参るといふつもりでございませう。先ほどのお話で誤解はないだらうと思ひますが、私は鉄鉱石や何かの問題になれば、久保田さんは専門家だからよく御承知です、またお若い時分にあの辺はよく踏査していらつしやるし、満洲における事業経験もおありだから、けつこうですが、やはりいろいろ機械の設備、労務あるいは輸送の距離、あるいは港の施設、その他、日本側はそれじゃどこへ揚げるか、またどういふような輸送をとるか、こまかく計算しないとかなかなかできないやうに思ふのです。ただ、今までのインド方面のものは、八幡にしても、あるいは東海製鉄にしても、あるいは大阪にしても、あるいは東京港にしても非常に着地がはつきりしてゐるし、工合がいいのです。それからまた相手の方もそう港までが輸送に困るやうな状況でない。インドなどはそういう意味で新しい鉄道を作るといふ問題もございませうけれども、比較的水かきやすいのです。ところがソ連の場合は、今まで全然データを持っていないだけに、その困難があ

ると思ひます。これは長期のものと取り組むというために、よほど調査を必要とするだらう。そういう意味では十分現地を視察してもらいたい、かやうに思ひます。また日本側から輸出する事柄について、もし通産省側に対して話がしにくいというやうなことがあれば、御遠慮なしに大臣のところへも差し向けられてけつこうですから、私自身それはお話を聞いて、いかやうにでもいたします。ただ、今までは比較的ソ連から買う話は非常に多いのです。そうしてソ連側もなかなか商売が上手でございませうから、木材などは本

来は非常に安かつたのが、国際価格はこんなに高いじゃないか、ソ連のもの少し高く買へと、どんどんつり上げてゐるやうに、なかなか相手も商売上手なんです。こちらにも負けないで商売をやらないと負けるやうに思ひます。だから、もし不都合な点があれば、御遠慮なしに一つおつしやつていただきたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 次は、時間がなくなりましたから飛ばし飛ばしいきますが、中国についてお伺いしたいと思ふのです。これはまた佐藤さんに言うのと、それは課題だと言われたいと思ひますが、大体中国の貿易が、御承知の通り、例の國旗事件で中断をされて一年ちよつとしかたない。その間でも最初の一年で約八千万ドルの貿易ができたわけだ。これは業界のいろいろの見通しによりますと、大体において一億六、七千万ドルはいくのじやないかといふやうに言つておられます。そんなにいくかどうかわかりませんけれども、かなりこれはいろいろの内容を突っ込んで聞いてみましたら、私にはしる

うとなりにかなりいけるのじゃないか
というふうな気もいたします。さらに
それを、もし政府間協定がはつきり
きて、ほんとうの前向きな姿勢でも
取り組むということになると、ほ
ソ連の場合と同じく貿易量が、
今後五年後、十年後にはできるという
見通しのものであります。これにつ
いてはいろいろ課題だという御意見が
あるかと思いますが、この点は別とし
まして、それに近づいていくために何
といつても今必要なことは、いわゆる
政府間協定をやるということがぜひ必
要だと思ふ。なぜ日本側がこれに踏み
切れないのか、私はどうしてもはつき
りわからないのですが、なぜ踏み切れ
ないか。これは日本自体が中国自体に
対して非常に変な考えを持っているの
か、あるいはまたアメリカとの関係で
押えられておるのか。これが向こうの
国家承認になるというふうな御意見が
中心のようですが、この程度の国家承
認を、今の日中の関係を考へて、なぜ
できないのでしょうか。これがわから
ない。政治的にどうであれ、あるいは
軍事的にどうであれ、向こうでは決し
て、日本に對しませんが、すぐに安保
条約の解消をしろとか何とかというこ
とを必ずしも言っておるわけじゃない
のです。御承知の通り、政治三原則な
り経済貿易三原則というものはつき
りしております。少なくとも向こうの
態度というものは明確になっておるの
ですから、あの程度のことを日本が受
けて、貿易協定ができない、政府間協
定ができないという理由がどうしても
わからぬのですが、その間の消息に通
じておる佐藤さんのことですから、要
点だけ簡単に御説明いただきたいと思
います。

○佐藤国務大臣 中共問題について
は、中国大陸の問題は日本にとつては
大へな問題でござります。ひとり日
本だけじゃない、ただいま国際的な大
問題で、だからこそ国連で中国の扱い
方をきめるということになっておるの
であります。いわゆる政治問題はそ
で解決するというのが今の日本の基
本的な態度と申すか、あるいは池田内
閣の、私どもの基本的態度でござい
ます。そういったしますと、この態度に誤
解やあるいは疑惑を持たれるような処
置はやれないというものが、一言に申し
て言えることであります。今、政府間
協定ということもよく要望されま
すが、ただいま非常に微妙な段階にな
ておるだけに、もちろん政府としては
政府間協定に踏み切るというわけに
かない、かように思ひます。ただ私
は、政府間協定なしでも、現実には今
御指摘になりますように一億数千万
ドルになるか、とにかくこの三十七年
度は一億ドル以上のものを貿易では私
ども期待しておりますが、そういうよう
な数量になり、実質的に積み重ねがで
きてくると、今言われておる事柄はあ
まりにも政治観念論的な議論だとい
うようなことにもなるんじゃないかと思
いますから、むしろ私どもは実際の面
で問題を処理していくことが望ましいの
じゃないか、かように思つておるわけ
であります。

○久保田(豊)委員 どうも今のお答え
は納得できませんが、時間がないか
ら、これ以上突つ込むのはやめます
そこで、具体的に伺ひますが、
内地の問題は、コムの制限、これを
実質上、形の上ではともあれ、アメリ
カに対する理解というものはそう簡単
にとれないということでありますが、
少なくとも欧州諸国の、イギリスや何
かの程度くらい、こはがめつく出
て、ずうずうしく出て、実質上なくな
すという措置はできないでしょうか。
これが第一点。これは佐藤さんもよく
御承知の通り、イギリスなんかは、昨
年はジェット飛行機まで六機入れてお
る。そして現在その飛行場の施設やそ
れに付随する通信施設の成約を進めて
おります。これはコムの中で明らか
に最も禁止する製品を堂々とやってお
る。しかもそのあとしまつの金の支
払いとかその他は政府の役人が飛ん
でやってゐるのです。その程度まで
イギリスあたりは踏み切つておるわけ
ですから、私は少なくともその程度日
本政府としても何もアメリカに義理が
なく、コムでござるなんて言つてお
る必要はないではないかというこ
と、それからその一つの裏返しになり
ますけれども、中国からの輸入品に對
する事前許可制が現在行なわれてお
るわけですから、これを取つてしまふとい
うこと、少なくともソ連なみの程度の扱い
にするという程度のこと、前向きに
やる以上は、当然私はやらなければな
らぬことだと思ひますが、この二点に
ついてのお答えをいただきたい。

○今井(善)政府委員 現在コムの制
度がいよいよ、戦後物資と申しま
すか、武器、弾薬あるいはそれに類す
ような品物につきましては、一々コ
ムの会議の場に出しまして、そこで
相談して、よろしいというものを輸出
する建前になっております。日本もも
ちろん、そういう品物を受けました場
合には、さような手続をとりまして中
共に輸出しておるわけでございま
し、現在その制度が非常に輸出阻害に
なつておるといふふうにはわれわれ考
えていないわけではございません。イギリ
ス等におきましては、もちろんコムの
一員でございまして、さような手続を
とりまして輸出しておるわけでござい
ますが、向こうからむしろ注文があまり
来ないというのが実情と思ひます。
注文が来ますれば、さような手続を
とつてやるわけでございします。

それから、もう一つは、事前許可制
の問題でございしますが、現在中共ある
いは北朝鮮、ベトナム、かような国交
のない国につきましては、輸入承認を
する前に、あらかじめ事前許可をとつ
て、そして輸入を認めるといふ形に
なつております。私どもとしてはさ
うな制度を残しておりましては、まだ国
交が全然回復してないというこ
と、貿易のバランスがさうな場合に
は非常にものを言うわけでございま
し、今まで事前許可によりまして拒否
したということ、米の輸入以外ない
のでございします。非常な片貿易にな
るという場合には、伝家の宝刀として残
しておこうという程度でございま
し、現実問題としてそれが貿易の支障
になつていふふうには考へてお
りません。

○久保田(豊)委員 コムについては
該当の申請がないから発動しないのだ
が、それはすれは通るというのです
が、どうも業者から聞いたところだ
いふ違ふんです。私は実態に触れてな
いからわからぬが……それから、今
の輸入の事前承認制限の問題でも、こ
れは一品々やることにしているわけ
でしょう。しかもあなたの方は帳じり
がどうだというが、帳じりは御承知の
通り、今日日本に對しては向こうから
見て入超といひますか、そういうこと
になつておるはずで、それで、特に
中国の場合は、非常に厳格に年間を通
じてみれば貿易収支バランスはびし
とつける国です。ですから、さうい
うところを心配してやるのではなくて、
実際にはこれが輸入なり貿易をチェッ
クする、妨害をする一つの制度になつ
てくる。ですから、むしろさういふも
のはこの際とつた方がよいじやな
いかというふうに思ひますが、大臣は
どう思ひますか。

○佐藤国務大臣 久保田さん御承知の
通り、中国大陸と日本との貿易は、日
本が非常に入超でございします。だから
今言うような事前承認制という処置を
とつておる。年間ではバランスがとれ
るとおつしやいますが、日本から向こ
うに行く品物が少なく、向こうから
来るものが実情なんではございします。だ
から事前承認はある程度やむを得ない
かと思ひます。

はそういうことは言わぬでしようが、肥料などはもう少し大陸に送り出せば、国民も喜ぶんじゃないかといううな感じが強くしております。いろいろ両国間の物資についてはそれぞれあるわけでございまして、日本側から繊維を持ってきたいという話も聞きますけれども、繊維なども向こう自身で作っているものがありますから、これなどはある程度競争もございましょう。向こうであまり好まないかも知れない。しかし、配給の数量などは依然として少ないように聞きますから、これは、向こうの国家貿易のワク内のいずれを先にするかは別として、必要なものだろうと思えます。だから、個々の品物等について考えると、必ず日本から出ていくものが相当あるわけです。何といったってあれだけ多数の国民を持っていますから、日本のいいお得意になり得るだろう。だから今までの問題になっておるものを一つ一つ具体的に克服していくことが必要なんでしょう。その場合においては、相手国は政府機関、これが貿易を扱う、日本側は純民間だ、しかも相手国政府が指定した特定の友好商社、こういうところにも一つの問題があるのではなからうかと思えます。あるいは政府間で貿易協定ができれば、友好取引といううな言葉はやめるといわれるかもしれないが、とにかく友好取引だとか友好商社だとかいって条件をつけられると、商売はなかなか思うようにいかないのじゃないか、かように私は思う。私の方も前向きだから、中国大陸側も一そう一つの前向きになって、特定のものに限るといふようなことはなるべく言わないで一つやってもらいた

い。これは、貿易拡大は双方の責任だといふようにならないと、真にうまくはいかないだろう、こういうふうに私は思っています。また順次それがとれてきつつあるのだと思えますから、こういう際に声を大にして非難する筋もない。そういうおおらかな気持ちで双方が前向きで取り組んでいくことが望ましいのではないかと、かように思っています。○久保田(豊)委員 友好商社の問題が出ましたが、私は佐藤さんとはどうも少し意見が違ふ。これは、今までの日中貿易の経過を考えてみれば、中国側としてはああいう態度をとらざるを得ないと思う。それは日本の反省が足りないと思ふ。それはああいう態度をとらざるを得ませんよ。日本が、もつとはつきり政府として前向きの態度——少なくとも向こうは日本に対して政治的に最低限の要求も出しておるわけです。その要求程度のものといえやるといふことではなければ、今までの経過と結びつけられ、向こうがこつちを信用しないのは明らかです。日本人というのは悪いんだ。私も中国におりました、中国で何をやってきたか、そんなことは敗戦後一つも言っていない。さんざつばら悪いことをしてきて、一回も間違いましたと言つて頭を下げたことではない。それと同じようなものですよ。そういう態度では、しかも今日御承知の通りな政治関係ないしは軍事関係になっておれば、向こうとしてはその点に対してああいう態度をとること、それから、日中の貿易はどんな政治条件の中でも再び中断をしないという立場から、ああいう態度をとるのは当然であつて、しかもそれが実態としてはだんだんふえてきて、

日本でも、三井、三菱は別ですけども、あとは、大きい商社で入つてないのはごくわずかで、しかもそれらもみんなダミーを使つておるといふのが実情です。ですから、私は、それにたわれてどうということは、佐藤さんの意見に賛成できない。この点は政府の方で考えていただきたい。それから、私も、今の政府で政府間協定に踏み切れるとは、正直の話し申し上げておくと期待をいたしております。しかし、何らかもつと前向きな方法はないか、そういうふうな前向きな方法を具体的に示すことがあれだと思ひます。そこで、私はこういう点もお聞きしたいのです。今中国向けのものについては、例の延べ払いが大体ついておりませんね。しかし、今までの経過では、最初は、再開以来は、要するに向こうでも試験的にスポット買いをする、こつちでも試験的に出す、それが最近はやや制約貿易みたいな格好になつてきて、プラントもの等もだんだん出てくるようになって、一口のものがやはり二十億、三十億というふうなものになつてきておる、こういうふうな状況です。そうなつてくると、どうしてもやはり中国のものについても私は延べ払いをつけていくことが必要だ、こう思ふのです。この点についてはどういふふうにお考えになつておられるかという点をお聞きかせいただきたいし、それから、政府間の協定ができないならば、特に大口の、しかも長期にわたる契約が民間でできたような場合について、個々のケースについて、政府にやれと言つても無理でしょうから、準政府機関——まあどういふものにしませうか、そういったものがこれの支払い

の保証をするとか、あるいはクレジットをつけるのかいふふうなことはできないものでしょうか。あるいは時期を、年に三期なり四期なりに分けて、あるいは二期に分けて、その間でもつて準政府機関みたいなものが支払いのはっきりした保証をつけるというふうな形はとれないものでしょうか。ところが、私は、政府として前向きの姿勢をとるかとならないかというこの分かれ目になると思ひます。こういう実践を通じなければ、実際の行動を通じてやらなければ、口で池田さんが何と言おうと、どなたが何と言おうと、私は、中国側としてはなかなか日本側を、少なくとも政府を信用するということにはいかないのじゃないかと思ひますが、以上の二点についてどんなふうにお考えになりますか。○佐藤國務大臣 御承知のように、日中間の貿易は、最初はパーティーだった。パーティーはすでにやめまして、それとして現金決済の方式によつておる。これはまあ一つの進歩だと思つております。しかし、まだ延べ払いという式にはならない、ここに一つの問題があります。最初はまた保険なども、輸出保険をかける場合も、非常に地域としては除外例のあつた地域だと心得ておりますが、最近、輸出保険はかけるりますが、最近、輸出保険はかけることとして、日中間の扱い方も順次正常化すると言ひますか、信用を高めると言ひますか、保護の方向もそうとおるわけでございます。で、問題は、今後幾つもいろいろな問題が起ると思ひます。ことに、延べ払いあるいはクレジット設定といううなことができれば、一そう変わつてくるでございましょう。しかしこれも明らかに

政治問題に突入するわけでございますので、今ちょうど微妙な段階にある国連の処置というものを、それを見きわめることがまず第一の必要な処置ではないか、かように私は思ひます。また、この日中の関係をいつまでも現在のようにならざることを、これはまことに不自然な結論を見出さなければならぬ。ただ、それを日本が、日中の関係だけにおいて造成するのか、あるいは今日までとつておるうちに、国連をその場にして、そうしてこの問題と取り組んでいくかという、ただその行き方の相違だけだろうと思ひます。まあ私も並びに池田内閣としては、はつきりこの国連の場において各国とともにこの問題と取り組んで、そして結論を出そう、こういう態度をとつておりますので、それを結論を見出した後において、たゞいま御指摘になりますような延べ払いだとかあるいはクレジット設定といううな問題を考えるべきであらう、かように思ひます。○久保田(豊)委員 まあいつも大体同じようなあれですが、同じ国連の場でアメリカと歩調を合わせておるイギリスやE.E.C諸国は、今度のたとえば硫酸安百万トンにつきまして、もう大体において延べ払いをつけているのです。ですから、その程度のこと日本が政府としてできぬといふのはどういふわけかと私は思ふのです。それだけアメリカに遠慮しなければならぬ、国連に遠慮しなければならぬ——国連のアメリカを除いてほかのところは、ほとんどやっているじゃないですか。それをやっているのに、一番関係の深い日本がやれぬといふばかなことではないでしよう。この点はどうですか。

○佐藤國務大臣 これは別にアメリカに對してということではございませ

○久保田(豊)委員 欧州はやつてい

○佐藤國務大臣 それはまだ当方とし

○久保田(豊)委員 どうも何でどこへ

○久保田(豊)委員 これ以上追及して

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

つけているのに、こつちはあつちを見

○佐藤國務大臣 久保田さんの御主張

○久保田(豊)委員 これ以上追及して

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

くわけのものでもないと思う。こちら

○佐藤國務大臣 久保田さんの御主張

○久保田(豊)委員 これ以上追及して

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

それで北鮮の問題について、これ

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 これ以上追及して

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

でございますが、ただいま日韓交渉

○久保田(豊)委員 今の御説明も実に

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

○久保田(豊)委員 今行なつております

○佐藤國務大臣 この次官會議の決定

要があると思ひます。

それから、今の決済の問題ですが、これも両国銀行間で、少なくとも貿易をやらせる以上は、金の支払いができるように、コルレス設定のできるような処置をとるのは当然だろうと思ひます。そこで日韓会談に遠慮して、どうして日韓会談そのものに日本の自主性が持てるかというふうに思ひます。ですから、この点も一つお願ひをしたいと思います。

それから輸出入の事前承認、こういうものについて一つお考えをいただきたいというふうに思ひますが、どうでしょう。

○佐藤國務大臣 北鮮と日本との間の問題は、両国間の貿易拡大をはばむ状況になつておることは、たゞいま久保田さんの御指摘の通りでございます。これがよいとは私は申しません。もちろん工夫をしてそれぞれ改善ができるように努力していかなければならないと思ひます。ただ、今具体的にこれはどうか、これはどうかといつて個々にお尋ねがござりますが、たゞいまやつておりますことが總括的にし得る状況のものでござります。もちろん個々の商取引等について、私どもも、はかれる便宜等ははかるという意味でいろいろ相談に乗つておりますが、なかなか思ひようにはいかない点が多くて、希望にも沿ひ得ない、かように思ひます。将来できるだけ早い機会に順次円滑化の方向に私どもも努力いたすことにいたしたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 大へんおそくなつて申しわけありませんが、もう一点です。北越の問題ですが、これにつ

いてはいろいろなことをお聞きいたしたいのですが、当面最も必要なことは、向こうから人が来るのを、もっと自由に積極的に呼んだらどうですか。この二、三年間に日本から百人くらい向こうに行つておるが、向こうからは、調べてみますと、わずかに十一人しか来ておりません。しかも関係者がほとんど来ていない。ですから、日本の事情もわからなければ、日本人も向こうの事情もよくわからないというところで、非常に工合が悪い。ですから、この点については、これは南ベトナムをどう自由にか呼ぶとかあるいは向こうとこちの使節館の交換をやるとか、あるいは見本市を政府が援助してやらせるとか、お互いが認識をするような措置、その中でも特に向こうから入つてくる人がもっと楽に入れるような措置をとることが切に必要だと思ひますが、この点どう考えるかというのが一点。

それから、ホンゲイ炭の輸入というものは、もっと積極的に入れるべきじゃないかと思ひます。というのは、御承知のように、いろいろな関係もありまして、向こうは日本のものをどんどん買ひわけですし、日本が向こうから特に買ひたいものはホンゲイ炭です。このホンゲイ炭をもう少しどんどん入れませんか、非常に足りないのです。そして非常に質の悪い、しかも寿命の来てしまつた日本の無煙炭を、無理に使わせておるような感じがいたします。もちろん日本の国内の無煙炭も続けていかなければなりません。なりませんが、どうしても、どうしても今の輸入量では、ホンゲイ炭の輸入量

というものは少ないのじゃないかというふうに私は思ひます。ですから、この点についてどういうようなお考えを持つかという点が一つ。

もう一つは、このホンゲイ炭の割当についておかしなことが行なれておる。これは今でもいわゆる輸入業者割りが行なれておるのです。おかしな話ですよ。こんなものは今ほかにないですよ。ですからこれは需要者割りということにするのが当然じゃないかというふうに思ひます。しかもその内容は、二、三の既設のいわゆる大手の輸入業者がほとんど独占して、ほんとうに必要とするいわゆる実需団体なり実需家にはうんと高くなつてくるといふ実情になつておりますから、この今輸入業者割りというものをやめて、そして実需団体割りなり実需者割りに改めることがぜひ必要である。こんな古い制度が今ごろ残つておると自体が不思議です。

この三点、人の問題と、それからホンゲイ炭の輸入増大の問題と、その輸入割当を今の輸入業者割から実需者割に改めることは実需団体割に改める、時間がありませんから、この三点だけをお聞きいたしておきます。

○佐藤國務大臣 人の問題は、御指摘の通り、もう少し楽に行き来ができるようにぜひありたいものだと思ひます。今まで北鮮についてお答えし、あ

るいは中共についてお答えした通りでございます。

いうことで、お断りしたのがございます。けれども、もっと進めるといふことが必要のように思ひます。

第二の貿易の問題でございますが、どうも日本と北ベトナムの貿易は、入超になつておるのか出超になつておるのか、非常に議論があります。と申しますのは、日本側の統計数量だとやはり入超であります。北ベトナムは日本の方がたくさん入つておる、かように実は申しております。これはおそらく香港その他から入つておるものも入れて日本商品ということでは処理しているのじゃないかと思ひますが、これは日本側とすれば、日本政府の統計を信頼せざるを得ない、こういうふうに思ひます。これはいづれの社会主義国も同様でございますが、国際貿易は相手方が非常に上手なようでございます。どうも日本の方がよけい買ひまされておるのです。だから、これもできるだけこちらの品物を買ひたいと今このようにしたいと思ひます。今のホンゲイ炭自身は、国内資源の維持という観点に立つての保護はもちろん必要なことではございますが、ホンゲイ炭はずいぶん使ひなれた炭でございますから、そういう意味では必要なものを私どもとめる考えはございません。やはり当方からもう少し買ひたいと今このように望ましいように思ひます。

第三点は、今井君から説明させます。

○今井(豊)政府委員 外貨割当のやり方として、商社に対する割当と需要者に対する割当と二通りございまして、ホンゲイ炭だけが商社割当ということではございませんで、商社割当の品物はたくさんございます。需要者の

数が非常にたくさんあつて、なかなか実態がつかみにくいという場合には、事実上商社割当ということにいたしております。ホンゲイ炭もかような実情じゃないかと思ひます。

○久保田(豊)委員 今の点、もう少し突っ込んでやりたいと思ひますが、時間がないうので、これでやめます。

最後に一言だけ希望を申し上げます。最初佐藤さんは、共産圏貿易といえどもわれわれは前向きに大いにやるのだ、政治的な観点にはとらわれぬでやるといふお話をした。ところが今質問をして具体的な一つ一つの問題に当たりますと、そういう制度自体が、もういわゆる共産圏貿易を日本側がみずからシャットして、消極的な態度をこういう制度の中にはつきり現わしておる。しかもこれをどうですか、とりまかと言つて、いろいろ微妙な関係があつて、今まだとるのは困難だといふ。これでは前向きといつても、私はうまいかと思ひます。やはり日本の長いこれから先のことを考えますと、なるほど体制の違いはありますが、そこに政治的ないろいろの立場の違いはあります。決して私どもと同じような立場を佐藤さんと池田内閣にとれといつて、それを要求するわけではございません。またその立場から非難をするわけではありませぬ。しかし私は少なくとも今後見通し得るある段階までは、この共産圏貿易を、一度に全面的にできないとすれば、遂次順を追うて、今のようになつての顔色を見たり、こつちの顔色を見たりして狐疑逡巡をして、現実問題を片づけたらど

うかと言うと、微妙だからこれだめ、あれだめと言っておったのは——、アジアの情勢が変わるときはありません。おそらく今後においてそう簡単な変わり方はないと思います。そういう中では、ますます日本は消極的な態度をとらざるを得ない。そのことが必ず貿易面から日本に大きな蹉跌を来す、池田内閣の一枚看板ともいふべき高度成長政策というものに大きな蹉跌がくる、いわゆる大きな断層を来す危険が刻々として迫つておると思う。池田内閣がつぶれるなんということは、私はあまり心配しておりません。おそらく国民もそんなことを心配しておる人はなかりと思ひ。また今の情勢から見ると、社会党がすぐ政権を取るなんということは考えておりませんが、少なくとも日本の国民経済の健全な安定的成長をはかるには、その基礎条件としては、ソ連圏を主とする貿易の構造改善、地理的な構造改善ということに本格的に取り組まない限り、私は資本主義そのものの、日本のこれから先の安定した発展ということが阻害される危険が刻々と迫つておると思う。私はこの点を十分に御認識いただいて——いろいろ政治的なむずかしい関係が国内においても、国際においてもありましよう。しかし、日本でも、私、つい最近日本の財界の相当偉い人に会つて、いろいろ意見をたいてみました。そうすると、そういう人たちが言うのは、それは今の日韓会談をやつて、あそこへやれ保税加工貿易だ、やれ何山の開発だといつても、あんなものをやつたつて、日本の経済的な大きなプラスには何にもならぬ、むしろそれでもって非常に工合が悪く

なつた、それよりなぜソ連圏その他との貿易をやらないかという意見が相当強い。しかし、それでは国会へ来て私にかわつてそういう意見を言つてくれと言つと、それは困る、おれはまだそういうことを言うのは困るからということでしたが、これは財界の相当偉い人たちが言つております。日本の基本的な方向としては、かつて日本がやつたような帝国主義的な方向か、あるいは平和共存の方向か、二つしかないと思う。これは資本主義の存続とか発展ということを前提にして考へてさうだと思ひます。佐藤さんは、おだてるわけではありませんが、機会がくれば、次の一国を背負つて立たれる人だと思ひますので、どうかこういう点については、あつちの顔色を見たり、こつちの顔色を見たりということではなく、この基本問題だけは真剣に取り組んで、言葉でなしに、ほんとうに前向きに——全部一氣にとは言わないが、少なくとも一つ一つの当面した問題についてはほんとうに前向きに積極的に内閣を引つぱつて解決していただきたいということを心から痛切に思ふわけでありまふ。私は、決して社会党の立場からだけ申し上げてゐるわけではありませんが、この点を御了承願ひたい。

長い間大へん御迷惑をかけて済みません。ありがとうございました。

○早稲田委員長 長時間御審議いただきましたが、これにて本日は散会いたします。次回は公報をもつて御通知申し上げます。

午後五時九分散会

昭和三十七年三月二十三日印刷

昭和三十七年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局